

給水装置特殊器具の設置等に関する施工基準

第1条 目的

この基準は、高崎市水道局（以下「水道局」という。）の給水区域内において設置される浄水器、活水器、整水器等の器具（以下「給水装置特殊器具」という。）を水道法に基づく給水装置の一部として設置する場合について必要な事項を定めるものとする。

第2条 設置基準

- 一 給水装置特殊器具は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合したものでなければならない。
- 二 給水装置特殊器具の上流側に止水栓を設置するものとする。ただし、給水装置特殊器具の維持管理を容易に行うために必要な措置を講じたときは、この限りでない。
- 三 水質検査の実施及び給水装置特殊器具の故障時における給水の確保を目的として、給水装置特殊器具の上流側に、給水栓を設置するものとする。ただし、この目的のために必要な措置を講じたときは、この限りではない。
- 四 直結増圧式給水方式をとる共同住宅等に給水装置特殊器具を設置するときは、増圧給水設備の下流側に設置するものとする。
- 五 給水装置特殊器具は、水道メーターより下流側に設置するものとする。
- 六 給水装置特殊器具は、水道メーターの計量及び維持管理に支障をきたさない位置に設置するものとする。
- 七 給水装置特殊器具の上流側に逆止弁を設置すること。ただし、給水装置特殊器具本体に逆流防止基準を有している場合は逆止弁の設置は不要とする。

第3条 維持管理

- 一 給水装置特殊器具の使用者又は所有者は、製造業者等による定期的な保守点検等、当該機器を維持管理しなければならない。なお、水道局が保守点検状況の確認を求めた場合は、点検結果報告書等を速やかに提出するものとする。
- 二 給水装置特殊器具は、一年に1回以上の定期点検を行い、その記録は3年以上保存すること。
- 三 給水装置特殊器具に異常が生じたときは、速やかにその使用を中止し、適切な処置を施すものとする。

第4条 水質検査

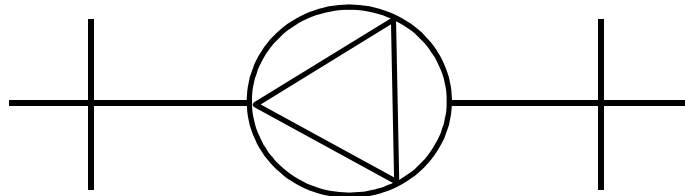
- 一 給水装置特殊器具の使用者又は所有者は、水道水の安全性を確認するため、一年に1回以上の水質検査を給水装置特殊器具の下流側の給水栓において行い、その記録は、3年以上保存すること。
- 二 前項の規定により行う水質検査は、大腸菌、一般細菌及び消毒の残留効果について行うこと。
- 三 給水装置特殊器具の使用者又は所有者は、第一項の規定による水質検査を行うため、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者に委託すること。

第5条 衛生管理

給水装置特殊器具の使用者又は所有者は、給水装置特殊器具の設置に伴い家屋内等に給水される水の遊離残留塩素が減少されること等により、衛生上の問題が生じる恐れがあることから、給水される水の衛生管理に努めなければならない。

第6条 その他

- 一 給水装置特殊器具を設置する場合は、製造業者等の損失水頭を考慮し、水理計算を行うものとする。
- 二 給水装置工事申込書（竣工図）に使用する給水装置特殊器具の表示記号は次のとおりとする。



- 三 給水装置特殊器具を設置する場合は、給水装置工事申請書の提出時に、次の書類を添付すること。

給水装置特殊器具設置申請書（様式第1号）

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

(あて先)

高崎市上下水道事業管理者

申請者(所有者)住所

氏名又は名称

(TEL)

給水装置特殊器具設置申請書

給水装置の主管部への給水装置特殊器具の設置について、下記の条件を承諾の上、申請します。

設置場所	高崎市 町 番地
型式名	

(水質責任)

1. 水道局の水質責任範囲は、給水装置特殊器具等の上流側までとし、これより下流側は申請者(所有者)の責任で管理します。

(維持管理)

2. 給水条例第21条「水道使用者の管理上の責任」の規定に基づき、給水装置特殊器具等の使用に応じて適正な管理を行います。

(利害関係人への周知)

3. 集合住宅等、申請者(所有者)以外の使用者がいる場合は、給水装置特殊器具等の使用状況及び管理責任等について説明し、使用についての承諾を得ておきます。
4. 前所有者より給水装置の所有権が変更(相続・売買等)になった場合には、給水装置特殊器具等についても、責任をもって引継ぎを行います。

(その他)

5. 給水装置特殊器具等に起因して問題が生じた場合は、申請者(所有者)が責任をもって解決します。